

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針等

令和2年3月23日

長野県

目次

1	新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針	3
(1)	国の専門家会議による現在の状況認識	3
ア	国外の感染状況	
イ	国内の感染状況	
(2)	県内の状況	4
(3)	今後の対応方針	4
	【基本的な考え方】	
	【具体的な取組】	
ア	感染拡大防止対策の徹底	
イ	社会・経済への影響の最小化の取組	
ウ	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正への対応	
2	皆様へのお願い	5
(1)	新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、皆様の健康を守るためのお願い	5
ア	発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。	
イ	集団感染の防止にご協力ください。	
ウ	自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。	
エ	海外渡航や国内旅行等に際しては感染対策に十分ご注意ください。	
(2)	県民の皆様へのお願い	6
ア	民間の主催するイベント・行事等の実施について	
イ	マスクの適正使用について	
ウ	新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について	
エ	地域内消費へのご協力について	
オ	消費者トラブルに関する相談について	
(3)	学校、保育所、高齢者施設等に関わるお願い	7
ア	児童生徒のみなさんへのメッセージ	
イ	保護者の皆様へのお願い	
ウ	保育所等をご利用の保護者の皆様へのお願い	
エ	子どもの居場所を運営する皆様へのお願い	
オ	高齢者施設・通所事業所及び障がい児者施設・事業所の利用者及びご家族の皆様へのお願い	
カ	高齢者・持病のある方や高齢者・持病のある方に接する機会の多い方へのお願い	
(4)	事業者の皆様へのお願い	8
3	県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準	9
4	県の対応策（実施中のもの、実施を決定したもの）	11
(1)	県の体制整備	11
ア	長野県新型コロナウイルス感染症対策本部等の設置	
イ	効果的な広報の実施	
(2)	医療提供体制等	11

ア	相談体制	
イ	検査体制	
ウ	医療提供体制の強化	
エ	資材（マスク等）等の支援	
オ	国民健康保険、後期高齢者医療の対応	
(3)	学校の臨時一斉休業	14
ア	県立学校の臨時休業を実施	
イ	私立学校の臨時休業の実施	
ウ	学校相談窓口の設置	
エ	学校外での児童・生徒・家庭への支援	
オ	学習支援	
カ	児童生徒の心のケア	
キ	経済的支援の対応策（高等学校等奨学金の特例措置による貸与）	
(4)	影響を受ける産業への支援	16
ア	中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口の設置等	
イ	国指定の相談窓口との連携	
ウ	中小企業融資制度の拡充	
エ	経営安定化及び雇用継続への支援	
オ	サプライチェーン対策	
カ	緊急需要喚起対策キャンペーン	
キ	県内生産事業者の販路拡大の支援策の展開	
ク	農業関係者への支援	
ケ	地域内消費への支援等	
コ	県税の徴収猶予	
サ	宿泊業関係機関への周知	
シ	観光振興緊急対策	
(5)	公共交通機関等への協力要請	20
ア	従業員及び施設等に関する事項	
イ	利用者に関する事項	
(6)	信州まつもと空港における対応	20
ア	利用者への情報提供、空港関係者との情報共有	
イ	空港施設における感染予防策	
(7)	県組織における感染防止策	20
ア	職員の健康管理	
イ	テレワーク・時差勤務の推進	
ウ	職員の特別休暇の拡大	
エ	海外渡航の自粛・延期	
オ	県が開催する会議等の見直し	
5	国への提言・要望	21
6	新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催経過等	22
(1)	長野県新型コロナウイルス感染症対策本部	
(2)	「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を策定	
	「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」	23
	「懇親会開催にあたっての工夫（例）」	24
	一般電話相談窓口・有症状者相談窓口一覧	25

この対応方針等は、3月23日現在の状況に基づき策定したものです。

(感染から発症に要する潜伏期間と発症から診断され報告されるまでに要する時間も含めて、現在の状況は約2週間前の新規感染の状況を捉えたものにすぎないことに十分留意する必要があります。)

今後の状況の変化等を踏まえて、随時見直しを行います。

1 新型コロナウイルス感染症への基本的な対応方針

(1) 国の専門家会議による現在の状況認識

3月19日(木)に行われた国の専門家会議において、現在の感染状況について、以下のとおりであるとの見解が示されました。

ア 国外の感染状況

- 感染症の流行が始まり、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。(WHOが「パンデミック(世界的な大流行)とみなせる」と表明)
- これまで報告の少なかった欧州や米国などの諸外国で新規感染者数が急増し、中東、東南アジア、アフリカなどでも大規模感染が広がっていることが推定されています。
- 気付かないうちに感染が市中に広がり、あるときに突然爆発的に感染が拡大(オーバーシュート(爆発的患者急増))すると、医療提供体制に過剰な負荷がかかり、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることが懸念されます。既にいくつもの先進国・地域では、こうした事態が発生し、都市の封鎖、一定期間の外出禁止等のロックダウンと呼ばれる強硬な措置が採られています。

イ 国内の感染状況

- 新規感染者数は都市部を中心に漸増しており、感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しています。また、高齢者福祉施設で集団感染が発生する事例があり、感染に弱い立場の方々にも症状が現れています。
- 現時点では、こうした感染経路が明らかでない患者が増加している地域は局地的かつ小規模に留まっており、引き続き持ちこたえていると評価されます。しかしながら、今後、こうした地域が全国に拡大し、さらに、クラスター(患者集団)の感染源が分からない感染者が増加していくと、爆発的な感染拡大(オーバーシュート)が生じ、ひいては重症者の増加を起こしかねない状況にあります。
- こうした現在の感染状況を考慮すると、短期的収束は考えにくく、長期戦を覚悟する必要があります。
- 以上の状況を基に、現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要があるとしています。

3本柱の基本戦略

- ①クラスター(患者集団)の早期発見・早期対応
- ②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
- ③市民の行動変容

(2) 県内の状況

- 関係機関の連携・協力により、24 時間体制の相談体制を整備し、検査施設を増やすなど検査体制を拡充する中で、患者の早期発見、早期対応に努めてきました。また、イベント等の自粛や学校の一斉休業などを実施しており、これらの定量的な効果は測定できないものの、一連の県民の適切な行動の変容による一定の効果があったものと考えられます。
- その結果、300 件を超える PCR 検査を実施する中で陽性は 4 件にとどまっています。また、県内での感染症患者の確認事例は 3 件で、患者はいずれも発症前に長野県外に出かけており、国外または県外で感染した可能性が高いという共通点があります。さらに、上記感染症患者との濃厚接触者はすべて特定されており、健康観察対象者 29 名中 27 名は経過観察を終了しています。現在までのところ、本県では感染の拡大やクラスターの形成といった状況は見られません。
(3 月 23 日午前 9 時現在 PCR 検査人数 336 人中陽性者 4 人)
- 以上のことから、現時点の県の状況は、国の専門家会議の「状況分析・提言」の 3 つの地域類型における「感染状況が確認されていない地域」と同様の状況であるものと考えます。

(3) 今後の対応方針

【基本的な考え方】

国の専門家会議の提言や県の専門家懇談会の意見等を踏まえ、現時点においては、引き続き、患者の早期発見、早期対応に努めることにより、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止し、もって県民の生命と健康を守ることを目標とします。

この目標を達成するため、

- ①クラスター（患者集団）を早期に発見し対応する。
- ②重症化しやすい方を守る。
- ③流行期に備えて医療体制等を整備する。
- ④県民の皆様の行動変容を促進する。

の 4 点を最重点とし、可能な限りの措置を講じ、県民一丸となって対策を進めてまいります。

また、県民生活や地域経済に大きな影響が生じ始めていることから、社会・経済に与える影響が最小になるよう、必要な対応を強化します。

なお、国内、県内における感染拡大の状況等に応じ、常に臨機応変の対応を行ってまいります。

【具体的な取組】

ア 感染拡大防止対策の徹底

(7) 県民等に対する正確な情報提供の強化・徹底

県民の皆様の不安を払しょくするため、様々な媒体を活用した迅速正確な情報提供を実施

・県ホームページのほか、テレビ、ラジオ、SNS など様々な媒体を活用した積極

的な広報の実施

- ・県ホームページにおける、グラフ等を用いたわかりやすい情報提供
- ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(イ) 感染確認のための検査体制の拡充

県内での感染拡大に備え、

- ・環境保全研究所の検査機器や応援体制を整備
- ・保険適用に対応し、民間検査機関の活用に向けた支援

(ウ) 患者受入れ等の医療体制の充実

県内での感染拡大に備え、

- ・帰国者・接触者外来を拡充
- ・重症者に集中治療を行うことが可能な医療機関を確保
- ・感染症病床以外に入院できる病床を確保
- ・入院を受け入れる医療機関への設備等の支援
- ・医療機関へのマスクの優先配布

(エ) 県組織における感染拡大防止対策

- ・テレワーク、時差出勤の推進、海外渡航の自粛・延期
- ・県主催のイベント・行事等についての開催基準を決定

イ 社会・経済への影響の最小化の取組

専決処分による令和元年度補正予算を速やかに執行するとともに、今後、県民生活・県内経済への影響を十分注視しつつ、令和2年度当初予算執行において柔軟に必要な対策を講じるとともに、国の動向を見極めながら、補正予算など必要な対応を検討

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正への対応

新型コロナウイルス感染症を対象に加える「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正（3月14日施行）に的確に対応し、政府対策本部が設置された際は、直ちに法律に基づく県対策本部を設置

長野県新型インフルエンザ等対策行動計画及び同実施手順について速やかに必要な見直しを実施

2 皆様へのお願い

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、皆様の健康を守るためのお願い

ア 発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。

- ・発熱等の風邪症状がある方は、出勤・登校等を含めて外出を控えてください。
- ・新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」（25頁参照）にご相談ください。

イ 集団感染の防止にご協力ください。

- ・集団感染が確認された場に共通する3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面）を避けるための取組を行っていくことが不可欠です。

ウ 自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。

- ・石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒をこまめに行ってください。
- ・咳やくしゃみ等の症状がある方は、咳エチケットを必ず行ってください。

エ 海外渡航や国内旅行等に際しては感染対策に十分ご注意ください。

海外渡航については、WHO は「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しており、外務省ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を参考にするとともに、最新の状況を各国のホームページや大使館で確認するなどして、慎重にご検討いただくようお願いします。

また、日本国内でも複数の都道府県でいわゆる「クラスター（患者集団）」が形成され、あるいは感染経路を追えない事例が発生していますので、常に旅行先の最新の状況に注意してください。

やむを得ず、新型コロナウイルス感染者が多数確認されている地域を訪問する場合には、感染対策に十分ご注意くださいようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症が発生している地域を訪問された方は、国から自宅や宿泊先などで 14 日間の待機を要請された場合はこれに従うとともに、ご自身の健康状態について十分なチェックを行い、医療機関を受診される前に必ず「有症状者相談窓口（保健所）」（25 頁参照）にご相談いただきますようお願いいたします。

（２）県民の皆様へのお願い

ア 民間の主催するイベント・行事等及び施設運営について

「県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準」（9 頁参照）を参考に、適切に開催の是非及び内容について判断を行っていただくとともに、開催する場合には感染防止策を徹底していただくようお願いします。

危機管理防災課

イ マスクの適正使用について

健康な方は、混み合っている場所や換気の悪い密閉空間以外ではマスクの使用をできるだけ控えていただく等により、風邪症状のある方や医療関係者などマスクを必要とする方が確保できるよう、マスクの適正使用及び必要最小限の購入をお願いします。

薬事管理課

ウ 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や不確かな情報により、感染した方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族、感染の拡大している地域から帰国された方、外国人の方等に対して、不当な差別や偏見、いじめ等が行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

なお、不当な差別やいじめ等を受けた場合は、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。（12 頁参照）

人権・男女共同参画課

エ 地域内消費へのご協力について

地域の経済を支えるために県産食材等の購入や感染予防に留意した上でのサービスの利用などを心がけて、地域の生産者や事業者を支えてくださるようお願いします。

営業局

オ 消費者トラブルに関する相談について

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法、詐欺的行為など消費者トラブルが発生する可能性があります。不審な勧誘などがありましたら最寄りの消費生活センター又は消費者ホットラインにご相談ください。

- ・ 県消費生活センター（受付時間：平日 8:30～17:00）
 - 北信消費生活センター TEL 026-217-0009
 - 東信消費生活センター TEL 0268-27-8517
 - 中信消費生活センター TEL 0263-40-3660
 - 南信消費生活センター TEL 0265-24-8058
- ・ 消費者ホットライン（局番なし188）への電話相談。

くらし安全・消費生活課

（3）学校、保育所、高齢者施設等に関わるお願い

ア 児童生徒のみなさんへのメッセージ

みなさんも不安な思いをされるかと思いますが、みなさんの命、健康が一番大切です。

学校の一斉臨時休業中、児童生徒のみなさんは、休みの意味を一人ひとりがきちんと受け止め、感染予防に努めながら、どのように過ごすのかその日の過ごし方を自分で考え、一日一日を大切に過ごしてください。

- 1 正しい知識をもとう
- 2 感染のリスクを防ごう
- 3 生活を自分でコントロールしよう
- 4 休業中に困ったり、不安になったりした時はすぐに相談しよう

教育委員会事務局心の支援課、保健厚生課

イ 保護者の皆様へのお願い

学校の一斉臨時休業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置であることから、子どもたちが人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅等で過ごしていただくとともに、手洗いや咳エチケット等の感染対策を徹底していただくようお願いします。

保護者の皆様におかれましては、子どもたちが臨時休業中はもとより、その後の生活においても安全・安心に過ごすことができるようご理解、ご協力いただくようお願いいたします。

教育委員会事務局義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健厚生課

ウ 保育所等をご利用の保護者の皆様へのお願い

保育所、幼稚園、認定こども園をご利用の保護者の皆様には、登園前にお子様の体

温を測定するなど、体調管理に十分ご留意いただき、発熱があるなど体調が悪いお子様には、保育所等に登園を控えていただくようお願いいたします。

また、ご家庭で保育ができる場合には、保育所等の登園をお考えいただきますようお願いいたします。

こども・家庭課、私学振興課

エ 子どもの居場所を運営する皆様へのお願い

子どもの居場所を運営する皆様には、なるべく風通しの悪い空間を作らない、人を密集させない、近距離の会話をしない環境をつくるよう工夫してください。

また、風邪症状がある子どもは利用を自粛するよう保護者等に呼びかけるとともに、手洗いの励行、消毒液の設置等を行い、利用者に対する必要な感染防止策を呼び掛けてください。

次世代サポート課、こども・家庭課、私学振興課

オ 高齢者施設・通所事業所及び障がい児者施設・事業所の利用者及びご家族の皆様へのお願い

高齢者施設や障がい児者施設では、利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが極めて重要なため、利用者やご家族の方は面会や発熱がある場合の施設利用の自粛をお願いいたします。

介護支援課、障がい者支援課

カ 高齢者・持病のある方や高齢者・持病のある方に接する機会の多い方へのお願い

高齢者や持病のある方は、重症化する可能性が高いことが分かっています。引き続き不特定多数の人がいる場所を避けるなど、感染リスクを下げるよう注意をお願いします。

医療、介護、福祉等の業務従事者など高齢者や持病のある方に接する機会のある方は、十分な体調確認を行った上で、高齢者や持病のある方と接するようにしてください。

保健・疾病対策課

(4) 事業者の皆様へのお願い

- ・事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合は、休暇を取得させる等の配慮をお願いします。
- ・小学校等の臨時休業や学級閉鎖になった場合は、保護者である従業員が休暇を取得しやすいように配慮をお願いします。
- ・テレビ会議・Web 会議等により、集団で集まらない形態での開催をお願いします。参集して会議を開催する場合は、参集者の厳選、会議時間の短縮、参加者同士の間隔を十分にとる、定期的な換気を行うなど、感染防止策の徹底をお願いします。
- ・従業員が海外出張から帰国した場合には、2 週間は従業員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、外出を控え、医療機関を受診される前に必ず「有症状者相談窓口（保健所）」に相談するよう従業員への周知徹底をお願いします。

産業政策課

3 県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準

現在までのところ、県内の状況は感染の拡大、クラスターの形成といった状況は見られず、「感染状況が確認されていない地域」と同様の状況にあると考えられるものの、全国的には感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、こうした地域が全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大が生じかねないとされています。このため、県としては、集団感染の防止、重症化しやすい方を守ることを最重点に感染拡大のスピードを抑制していかなければなりません。

他方で、短期的な収束は困難であり、長期的な対応も覚悟しなければならない状況にあって、過度な自粛が県内経済に著しい悪影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、3月19日に政府の専門家会議がとりまとめた「状況分析・提言」において「感染状況が確認されていない地域では、感染拡大のリスクが低い活動から実施」するよう求められていることや、3月21日に開催した県の専門家懇談会での意見などを踏まえ、標記については、当面、以下のとおり対応することとします。

なお、急激な感染拡大のおそれが生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態に常に備えておくこととします。

県主催イベント・行事及び施設運営についての当面の判断基準

- 1 県内外における感染の状況等を踏まえ、下記の判断の視点に示す3つの条件の回避、参加者の規模、参加者の特定が可能かどうか、イベント等に要する時間、感染防止策の徹底の難易度等を十分に考慮した上で、感染拡大のリスクが低いと考えられるものについては、万全の感染防止策を講じて開催する。

(判断の視点)

リスクの判断にあたっては、これまで国内において集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けることができるかどうかを最も重要な視点として判断する。

- ①「換気の悪い密閉空間」
- ②「多数が集まる密集場所」
- ③「間近で会話や発声をする密接場面」

(感染リスクが低いと考えられる例)

3つの条件の回避のため様々な工夫を行った

- ・県民を対象とする屋外イベント
- ・参加者が特定された小規模なイベント 等

- 2 下記のようなイベント等については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、延期又は中止とする。

(感染リスクが高いと考えられる例)

- ・全国的な大規模イベント等
- ・重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）の参加が多いと見込

まれるイベント等

- ・屋内、屋外に関わらず、会場等の条件により 3 つの条件を回避することが困難なイベント等
- ・感染が発生した場合に、イベント主催者として参加者に確実に連絡や調査を行うことが困難になるような多数の参加者が見込まれる又は参加者が特定できないイベント等

3 イベント等を開催する場合にあっては、別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」を参照するとともに、次の基準を遵守して感染拡大防止に最大限の配慮を行う。

- ・風邪等の症状がある方、海外の検疫強化対象地域から帰国して 14 日以内にある方の参加は認めない。
- ・重症化しやすい人（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）は、参加について慎重に判断するよう事前に呼びかける。
- ・参加者はすべて特定し、参加者中に感染者がいた場合、確実に全員に連絡及び調査が行えるようにする。
- ・参加者の人数を絞ることが可能なイベント等にあつては、参加者数を減らし、感染のリスクを低下させる。
- ・屋内で行われるイベント等にあつては、換気の実施、参加者間の距離の確保（手が届く範囲以上）、飛沫感染等を防ぐ対策を実施（声を出す機会を最小限とし、必要な場合はマスクを着用）する。
- ・屋外で行われるイベント等にあつては、イベント等の前後も含めて密集する機会が生じないように配慮する。

4 テレビ会議やインターネット中継、録画による後日視聴等、集団で集まらない形での開催手法の積極的な活用についても検討する。

5 県立歴史館、信濃美術館等の県有施設は、3 つの条件を回避するような運営が可能と考えられることから、これまでと同様に十分な感染防止策を講じた上で開館する。

6 風邪の症状があるなど体調不良の方がイベント等を欠席する場合や、県有施設を利用して行うイベント等を中止する場合は、当面の間、キャンセル代は徴収しない。

7 飲食を伴う会合については、別紙「懇親会開催にあたっての工夫（例）」を参考とし、感染防止に配慮した上で参加又は開催する。

※ 県が開催する会議等についても、上記に準じて対応することとする。

なお、県が共催又は後援するイベント等の場合は、主催者等に同様の対応をするよう要請することとする。

4 県の対応策（実施中のもの、実施を決定したもの）

3月19日に、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」等を踏まえ、感染拡大防止等に必要な令和元年度補正予算を専決処分しました。

今後も、県民生活・県内経済への影響を十分注視しつつ、令和2年度当初予算執行において柔軟に必要な対策を講じるとともに、国の動向を見極めながら、補正予算など必要な対応を検討します。

（1）県の体制整備

ア 長野県新型コロナウイルス感染症対策本部等の設置

県の各部局が連携し、患者の発生とまん延の予防を図るため、長野県新型コロナウイルス感染症対策本部を1月29日に設置しました。また、県が実施する対応策等に専門家からの助言を受けるため、専門家懇談会を設置しています。

今後、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部を設置したときは、県も同法に基づく県対策本部を設置し、感染防止策等を推進します。

危機管理防災課

イ 効果的な広報の実施

（7）正確な情報発信・情報提供

県ホームページのほか、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ツイッター、動画サイトなど、様々な媒体を用いて、正確な情報を迅速にわかりやすく発信します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、県民の感染防止等に関する周知・啓発を行います。

全部局

（イ）外国人住民への情報提供

長野県多文化共生相談センターホームページにおいて、感染に対する注意などの情報を多言語（15言語）で発信します。

国際課

（2）医療提供体制等

ア 相談体制

（7）一般電話相談窓口（24時間）

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に応じます。（25頁参照）

保健・疾病対策課

（イ）有症状者相談窓口（24時間）

新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方などからの相談に応じ、感染が疑われる方については、診療体制の整った医療機関を受診いただくよう調整します。（25頁参照）

保健・疾病対策課

（ウ）LINEを活用した相談・問い合わせ対応

新型コロナウイルス感染症について、ご自身の体調や年齢、持病、お住いの郵便番号などの情報をLINE上で入力することで、その人にあった適切な行動に向けた情報を提供します（3月24日から）。

長野県のホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/>) から、LINE アカウントと「友だち」になることで利用できます。

保健・疾病対策課

(エ) こころの相談窓口

新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分のすぐれない方からの心の健康に関する相談に、精神保健福祉センターで対応します。

- ・精神保健福祉センター

026-227-1810（平日 午前8時30分から午後5時15分まで、土日祝日除く）

保健・疾病対策課

(オ) 医療機関向けの院内感染防止に関する相談窓口

県内医療機関を対象に新型コロナウイルス感染に係る院内感染防止策等の相談窓口を信州大学医学部附属病院感染制御室に設置し、医療関係者向けの相談体制を継続するとともに、必要な情報提供を行います。

医療推進課

(カ) 社会福祉施設等利用者向け相談窓口の設置

令和2年3月2日に、社会福祉施設等（高齢者施設、介護保険事業所等、障害福祉サービス事業所等、保育所等）・利用者向けの新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口を県内10圏域の保健福祉事務所及び長野市に設置し、事業所の運営等に関する困りごとや相談、利用されている方やご家族の方の相談等に対し必要な支援を実施します。

介護支援課、障がい者支援課、こども・家庭課

(キ) 人権問題についての相談窓口

不当な差別やいじめ等を受けた場合は、下記の相談窓口で相談に対応します。

- ・みんなの人権110番

0570-003-110（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

- ・子どもの人権110番

0120-007-110（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

- ・外国語人権相談ダイヤル

0570-090911（平日 午前9時00分から午後5時00分まで）

- ・長野県人権啓発センター 人権相談専用電話

026-274-3232（午前8時30分から午後5時00分まで）

休館日 毎週月曜日（祝日・振替休日に当たるときは開館）

祝日の翌日（土・日・祝日に当たるときは開館）

センターが定める日（年末年始など）

人権・男女共同参画課

(ク) 外国人住民相談窓口

長野県多文化共生相談センターにおいて、外国人住民からの不安などへの相談について、15言語で対応します。

- ・長野県多文化共生相談センター

026-219-3068 / 080-4454-1899（午前10時から午後6時まで）

第1水曜日・第3水曜日を除く平日（月曜日～金曜日）、第1土曜日、第3土曜日

国際課

(ケ) 外国人向け相談対応（24 時間）

県内在住または旅行中の外国人の方のために、NAGANO多言語コールセンターを通じ 17 言語での相談に対応します。

- ・ NAGANO多言語コールセンター
0120-691-792
+81-92-687-5289（有料）

国際観光推進室

(コ) 心のケアを必要とする方への包括的支援

事業活動の縮小や雇用の不安定化など、経済や生活への影響により、心のケアを必要とする方に対して関係部局の各種相談支援窓口が連携して、包括的な支援をきめ細かく実施します。

- ・ 各種窓口は、「ゲートキーパーのためのリーフレット」に基づき、心のケアの視点を踏まえて対応します。
- ・ 各種窓口に相談先一覧を記載した「ハンカチ型リーフレット」を配布し、複合的な課題は適切な窓口に確実につなぎます

保健・疾病対策課

イ 検査体制

(7) 県環境保全研究所等における検査体制の整備

新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者等に対する PCR 検査を県環境保全研究所及び長野市保健所環境衛生検査所等との連携、さらには信州大学医学部附属医院への検査委託により実施します。

保健・疾病対策課

(イ) PCR 検査の保険適用への対応

今後の感染拡大に備え、PCR 検査が保険適用の対象となったことから、帰国者・接触者外来等の医療機関が民間検査機関等での検査実施に対応できるよう支援します。

保健・疾病対策課

ウ 医療提供体制の強化

(7) 帰国者・接触者外来

今後の感染拡大に備え、二次医療圏毎に調整のうえ帰国者・接触者外来を実施する医療機関を 11 病院から 28 病院に拡充します。

保健・疾病対策課

(イ) 入院対応

当初、感染症指定医療機関で 46 床を確保していた新型コロナウイルス感染症患者の受入れについて、高度医療機関、感染症指定医療機関の一般病床、入院協力医療機関等を合わせ 227 床に拡大します。

今後は、感染まん延期に向けて、外来を実施する医療機関としない医療機関の明示、専属病棟での入院や定員超過入院等も視野に入れた受入れの検討、自宅療養での対応に加え、透析患者や妊産婦等の病床の確保についても、関係者と連携しながら調整を進めます。

医療推進課

(ウ) 入院を受け入れる医療機関への支援

感染症指定医療機関以外の医療機関において、感染症患者の受入体制を整備するために必要となる費用について、受入医療機関への支援を行います。

〔補助内容〕

- ・設備整備 人工呼吸器、個人防護具、医療用パーテーション、空調設備等
- ・病床確保 病床の確保に係る経費（空床補てん）等

保健・疾病対策課

エ 資材（マスク等）等の支援

(7) マスク等の資材の支援

マスク等の資材が不足する医療機関や高齢者施設等について、県が備蓄する資材や国から提供される資材を配布する等、必要な支援を実施します。

危機管理防災課、薬事管理課

(イ) 保健衛生用品の支援

幼児への感染拡大を防止するため、私立幼稚園・認可外保育施設等に必要な消毒液等の保健衛生用品を確保し、施設に配布します。

こども・家庭課、私学振興課

オ 国民健康保険、後期高齢者医療の対応

(7) 国民健康保険被保険者資格証明書（資格証）の取扱いの周知

帰国者・接触者外来受診時に、資格証で受診した際には、資格証を被保険者証とみなして取り扱うことについて、資格証交付者への周知を市町村に依頼しています。

(イ) 被保険者のうち被用者への傷病手当金の支給の検討

被保険者のうち被用者への傷病手当金の支給については、厚生労働省から制度設計等に関する説明が予定されており、それを踏まえ、市町村等で実施の検討を行うこととされています。

国民健康保険室

(3) 学校の臨時一斉休業

ア 県立学校の臨時休業を実施

令和2年2月28日付けの文部科学事務次官通知において、学校設置者に対して、臨時休業を行うよう通知がありました。

県教育委員会では、感染拡大防止の観点から、県立学校においては、3月2日又は3日から春季休業期間までの間、全校で臨時休業とすることとしました。（特別支援学校において、様々な事情から居場所を確保できない子どもたちについては、学校で受け入れています。）

この臨時休業期間中に県立学校で行う各種行事等については、感染拡大を防ぐため、卒業式は出席者を限定し時間短縮等の対応、校外行事・活動については中止又は延期、部活動については中止することとしております（春季休業期間中においても同様）。

なお、市町村立学校に関しては、県立学校の方針を参考に臨時休業について具体的な取組の検討をお願いしました。また、一斉臨時休業中に臨時登校を実施する場合の留意事項について、県の新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会でのご意見を踏

まえ、3月9日付で市町村教育委員会へ情報提供を行いました。

教育委員会事務局義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、
学びの支援改革課、保健厚生課、スポーツ課

イ 私立学校の臨時休業の実施

私立小・中・中等教育・高等・高等課程を置く専修学校に対し、文部科学省からの全国一斉臨時休業要請を周知し、臨時休業の期間や形態について、地域や学校の実情を踏まえ、適切に判断していただくようお願いしています。

私学振興課

ウ 学校相談窓口の設置

学校の臨時休業に伴う県民の皆様のニーズ・要望をお聞きするための窓口を令和2年3月3日から設置しています。

教育委員会事務局教育政策課

エ 学校外での児童・生徒・家庭への支援

(7) 学校給食休止等に伴う負担軽減

特別支援学校の臨時休業による学校給食の休止に伴い、食材納入業者に対して既に発注された食材に係る損失補填を行うとともに、衛生設備等の購入に係る経費を補助します。

また、学校の臨時休業による学校給食の休止に伴い、私立学校の設置者と契約変更等を行った学校給食調理事業者に対し、職員研修や設備等の購入に係る経費を支援します。

経済的に困難を有する児童・生徒や保護者に対し食料や生活必需品を配布及び宅配する民間団体の活動を支援します。

次世代サポート課、地域福祉課、私学振興課、教育委員会事務局特別支援教育課

(イ) 放課後児童クラブ等

学校の臨時休業に伴い、仕事を休めないご家庭等の児童について、放課後児童クラブ等での居場所の確保とともに、児童クラブが過密にならないよう学校の教室等を利用するなど適切な対応を市町村にお願いしています。

こども・家庭課

(ウ) 信州こどもカフェ及びフリースクール等

地域における子どもの居場所の開設状況や課題を把握し、開設の際に必要な感染防止策を周知するとともに、必要に応じた支援を実施します。

次世代サポート課

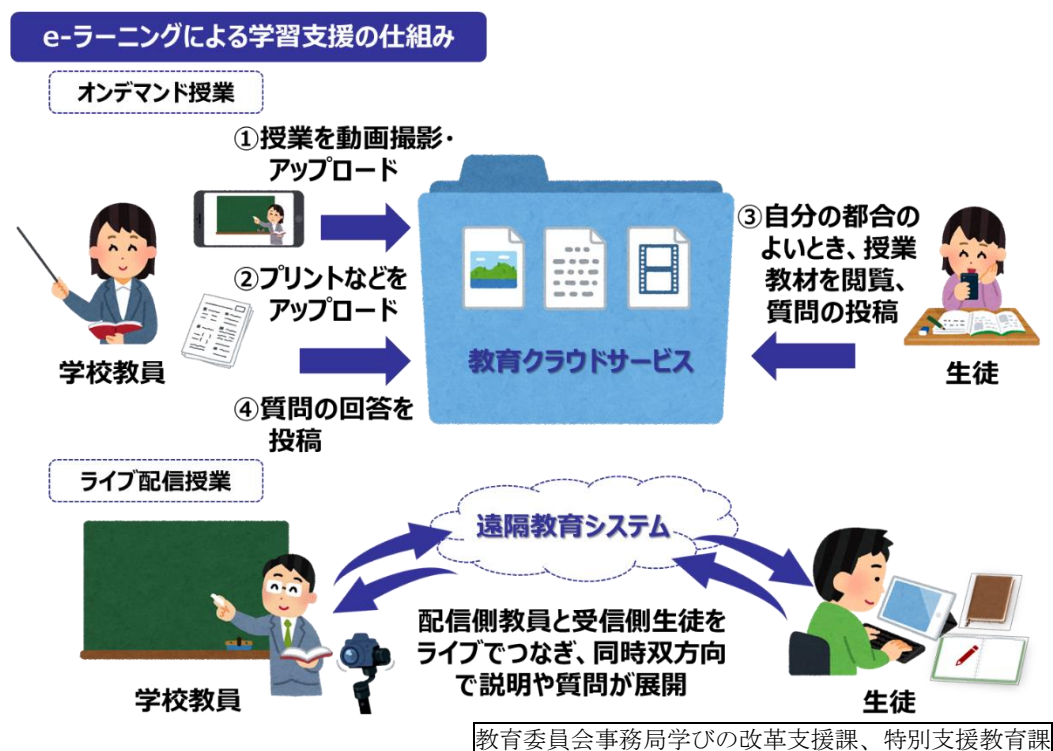
(エ) 放課後等デイサービス

サービスの利用に支障が生じないように、感染予防に留意したうえで、できる限り長時間の開所を事業所にお願いしているところです。特別支援学校等の臨時休業時の子どもの居場所を確保するため、放課後等デイサービスの運営時間延長等に要する経費を助成します。

障がい者支援課

オ 学習支援

- ・臨時休業期間中における学習支援として、学習支援コンテンツを提供している Web サイトを紹介しています。
- ・各学校の取組状況を聴取し、効果的な学習支援の好事例を情報提供しています。
- ・「e-ラーニング情報提供窓口」を設置し、ICT を活用した学習支援についての問い合わせに応じています。
- ・今後は、臨時休業や出席停止扱いとなった高校生への学習支援を行うため、教育クラウドサービスや遠隔教育システム等を利用して、家庭で授業を受けることが可能となる e-ラーニングによる対応を拡大します。



カ 児童生徒の心のケア

学校の臨時休業を受け、令和2年3月18日から27日まで、中・高校生等を対象に、学校生活のこと、友だちのことを LINE で相談できる「ひとりで悩まないで@長野」を臨時開設しています。

教育委員会事務局心の支援課

キ 経済的支援の対応策（高等学校等奨学金の特例措置による貸与）

保護者等が休業、離職、会社の倒産・売上げの減少等で収入が著しく減少（家計急変）し、修学が困難となった生徒を対象に特例措置による奨学金の貸与を行います。

教育委員会事務局高校教育課

（4）影響を受ける産業への支援

ア 中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口の設置等

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、又はそのおそれがある中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口を産業労働部、地域振興局に開設し

ています。

産業立地・経営支援課 労働雇用課

イ 国指定の相談窓口との連携

国がよろず支援拠点、商工会議所等に設置した 29 か所の相談窓口と連携して対応しています。

産業立地・経営支援課

ウ 中小企業融資制度の拡充

事業活動の縮小等により厳しい経営環境にある事業者の資金繰りを支援するため長野県中小企業融資制度資金を拡充します。

① 経営健全化支援資金（経営安定対策）

【貸付対象者】 セーフティネット保証 5 号に該当する中小企業者等

【貸付限度額】 設備資金：6,000 万円

運転資金：8,000 万円

【貸付利率】 年 1.9%

【貸付期間】 設備資金：10 年（据置 1 年）

運転資金：7 年（据置 1 年）

② 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

【貸付対象者】 セーフティネット保証 4 号、危機関連保証に該当する中小企業者等

【貸付限度額】 設備資金：6,000 万円

運転資金：8,000 万円

【貸付利率】 年 1.6%（セーフティネット保証 4 号等に該当する場合）

年 1.3%（危機関連保証を利用する場合）

【貸付期間】 設備資金：10 年（据置 1 年）

運転資金：7 年（据置 1 年）

③ 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）[新設]

※ 4 月上旬受付開始予定

【資金名】 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）

【貸付対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が前年同月比 15% 以上減少した中小企業者等

【貸付限度額】 設備資金：6,000 万円

運転資金：8,000 万円

【貸付利率】 年 0.8%

【貸付期間】 設備資金：10 年（据置 2 年）

運転資金：7 年（据置 2 年）

産業立地・経営支援課

エ 経営安定化及び雇用継続への支援[新設]

県が従業員等の感染について公表した事業所が一時閉鎖等した場合、閉鎖等期間中の人件費の一部を補助します。

【補助対象者】 従業員等の感染を県が公表し、一時閉鎖等した事業所の事業主

【補助対象経費】 一時閉鎖等の期間にかかる次の経費（最大2週間分）

- ① 雇用調整助成金の算定対象従業員の人件費
- ② ①に含まれない役員、従業員、個人事業主の人件費

【補助率】 ① 中小企業：1/3 以内、大企業：1/4 以内

② 10/10 以内

【補助上限額】 ① 対象従業員一人当たり 4,165 円/日

② 対象役員等一人当たり 12,495 円/日

①②合わせた交付限度額 一事業所当たり 500 万円

産業立地・経営支援課、労働雇用課

オ サプライチェーン対策

受発注取引推進員5名が企業を訪問し、県内地域における受発注取引を推進するとともに、発注開拓推進員3名が生産財を加工・製造する企業とのマッチングにより県外地域における発注開拓を支援します。

産業立地・経営支援課

カ 緊急需要喚起対策キャンペーン

(ア) 県産牛乳・県産生花販売支援 [3月19日(木)～3月31日(火)]

学校給食休止やキャンセルによる影響を受けた県産品の販売を支援します。

- ・今まで給食に用いられていた県産牛乳を、学校に代わり県・市町村や賛同企業で日々の職員・社員用消費として販売拡大
- ・卒業式、結婚式、各種イベント等の縮小・中止・延期などから使用されない県産生花を花束として県・市町村や賛同企業の職員・社員用に販売拡大。

(イ) 地域内消費を呼びかけによる県内企業支援 [3月24日(火)～3月31日(火)]

県内テレビCM等により、県民に県産品の購入による県内の生産事業者の支援を呼びかけ（「県産品を食べて！使って！応援」助け合いキャンペーン）

営業局、地域振興課

キ 県内生産事業者の販路拡大の支援策の展開

(ア) テレビ会議システムを活用した遠隔ミニ商談会

首都圏での加工食品関係の大規模商談会が軒並みストップしていることに対応して、県内困難企業（1回/日10～20社）を商談ロスに陥っている県外企業にテレビ会議システムでつなげる商談支援に着手し、マッチングサイト登録企業（バイヤー）に活用や参加を呼びかけます。

(イ) マッチングサイト、オンライン活用等

- ・マッチングサイトの活用促進(BtoB)や銀座 NAGANO による更なる宅配サービス(BtoC)を検討します。
- ・在宅向け商品づくりや、営業力強化のためのオンライン活用に関するウェブ上での勉強会の開催を検討します。

営業局

ク 農業関係者への支援

(7) 農業改良普及センターによる相談対応

農畜産品の需要減少等の影響を受けている農業・畜産関係者からの資金繰りや経営等の相談に対応します。

農業技術課

(4) 資金繰り支援

農業・畜産関係者の経営への影響や風評被害が生じ、既往債務がある場合には償還猶予について融資機関へ要請するとともに、既存の制度資金のメニューから用途に最適な資金を案内します。

農村振興課

ケ 地域内消費への支援等

(7) 県内産農産物等の情報発信

消費が低迷している県内産農産物等の地域における消費を喚起するため、農産物直売所及び飲食店等の情報をホームページやSNSを活用した情報発信に取り組みます。

特に業務用需要が減少している花きについて、県生花商組合と連携し、メッセージ性の伝わる販促POPや花束にシールを掲げる取組を進めます。

また、JAグループや園芸及び畜水産関係団体と連携し、農畜水産物の斡旋やPR活動の取組を進めます。

農産物マーケティング室、園芸畜産課

(4) 県産材の需要創出

経済情勢の悪化等の影響を受け、住宅建築の減少等により木材需要が減少することに備えて、県産材の利用促進のため、森林づくり県民税等を活用して、公共施設や商業スペースの木質化等の取組を支援することで、木材需要を創出します。

県産材利用推進室

コ 県税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により事業に著しい損失を受けた等の理由で、県税を一時的に納付することができないときは、徴収を猶予する制度があります。

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

税務課

サ 宿泊業関係機関への周知

主に以下の内容について関係機関（旅館ホテル組合会、食品衛生協会、住宅宿泊事業者、クリーニング組合、関係行政機関等）に対し通知を行い、県ホームページに掲載しました。

- ・ 宿泊者名簿の記載の徹底等、営業者が日ごろ留意すべき事項
- ・ 感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応
- ・ 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策
- ・ 食品産業事業者の従業員に感染者が発生した時の対応等

食品・生活衛生課

シ 観光振興緊急対策

感染の収束を見極めつつ、適切な時期に多くの旅行者を県内に呼び込み、早期に観光需要を回復できるよう、国の経済対策等の動向を見ながら関係機関・企業と連携して必要な対策を講じていきます。

山岳高原観光課

（５）公共交通機関等への協力要請

感染症患者発生時において、必要に応じて、関係する指定地方公共機関（公共交通機関等）と感染症患者に係る情報を共有します。

また、まん延防止のため次の感染防止策等を講ずるよう協力を要請します。

ア 従業員及び施設等に関する事項

- ・従業員の体調管理への留意、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策の徹底と消毒用アルコールの常備等の対策
- ・不特定多数の方と接するような事業所等における従業員及び利用者等の感染予防のための（従業員の）マスク着用
- ・車両や設備・設備の消毒等、衛生保持への十分な留意

イ 利用者に関する事項

利用者に対する手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策への協力呼びかけ

交通政策課

（６）信州まつもと空港における対応

ア 利用者への情報提供、空港関係者との情報共有

- ・信州まつもと空港利用者に対し、啓発チラシ等の掲示・配架や県 HP により、感染症予防等に関する情報提供を行っています。
- ・松本空港関係事業者（FDA、ターミナルビル、派出所、東京航空局出張所等）に国交省の通知等を周知し、従業員の感染防止策等に関する情報を共有しています。

イ 空港施設における感染予防策

- ・ターミナルビル出入口、各トイレ等（計 17 か所）に消毒液を設置しています。
- ・定期便到着ごとに、固定橋手すり、階段手すり、案内カウンターの消毒を行う他、1 日 2 回、ロビー手すり、エスカレーター手すり等の消毒を行っています。

松本空港利活用・国際化推進室、松本空港管理事務所

（７）県組織における感染防止策

ア 職員の健康管理

感染症予防対策の基本（手洗い・うがい、咳エチケット等）を徹底するとともに、必要に応じマスクを着用します。（窓口業務等）

少しでも発熱等の風邪症状があるときは、休暇を取得し、外出を控えます。

職員課

イ テレワーク・時差勤務の推進

感染拡大防止のため、テレワークによる在宅勤務や、混雑する公共交通機関を避けるための時差勤務を実施します。

人事課・職員キャリア開発センター

ウ 職員の特別休暇の拡大

発熱等の風邪症状が見られる職員の休暇取得を進めるため、また、小学校等の臨時休業により職員が子どもの世話をを行う場合に対応するため、3月2日から当分の間、常勤職員、非常勤職員とも特別休暇を拡大します。

人事課・人事委員会

エ 海外渡航の自粛・延期

外務省から3月18日付けで全世界に対する感染症危険情報（感染症危険レベル1以上）が発出されていることを踏まえ、海外への渡航については、今後当面の間、公務、公務外を問わず、原則、自粛や延期の検討を行います。

また、海外渡航をした職員については、帰国後2週間の経過観察及び検温を行います。

人事課

オ 県が開催する会議等の見直し

不要不急の会議の延期やテレビ会議・Web会議等により、集団で集まらない形態での開催を徹底します。参集して会議を開催する場合は、参集者の厳選、会議時間の短縮、参加者同士の間隔を十分にとり、定期的な換気を行うなど、感染防止策を徹底します。

コンプライアンス・行政経営課

5 国への提言・要望

新型コロナウイルス感染症対策を進める上で必要な措置について、全国知事会など様々な場を通じて国へ要請していきます。

【参考】全国知事会を通じた要請状況

年月日	内容	要請先
令和2年2月5日	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」	自由民主党政務調査会長、内閣官房副長官
令和2年2月5日	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」	総務省、厚生労働省、観光庁、中小企業庁
令和2年2月21日	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」	自由民主党政務調査会長、総務大臣、厚生労働大臣 公明党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党
令和2年3月5日	「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」	自由民主党政務調査会長、経済産業大臣政務官、内閣府特命担当大臣

令和2年3月6日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言」	内閣官房長官
令和2年3月6日	「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」	農林水産大臣、厚生労働大臣政務官、文部科学大臣政務官
令和2年3月18日	「新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望」	文部科学省
令和2年3月18日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正の施行に係る緊急提言」、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
令和2年3月18日	「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言」	厚生労働副大臣

全部局

6 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催経過等

（1）長野県新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・設置（本部長：知事）・第1回会議 令和2年1月29日
- ・第2回会議 令和2年1月31日
- ・第3回会議 令和2年2月14日
- ・第4回会議 令和2年2月25日
- ・第5回会議 令和2年3月12日

（2）「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を策定

第4回対策本部会議（令和2年2月25日）にて策定

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。
- ※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

【開催前の留意点】

- ・ 参加人数を可能な範囲で絞り込んで減らす
- ・ 発熱や咳、風邪症状のある者は絶対参加しない
- ・ 会場の選定に当たっては、換気の有無や広さなどを考慮
他のお客様と接触しないような形が望ましい

【開催時の工夫】

- ・ 席の間隔を空けて座る（1 テーブルの人数を減らす）
- ・ 料理は大皿の取り分けでなく、各人に個別盛りで提供する
- ・ 席の移動や自席を離れてのお酌はできるだけ控える
- ・ 大声での会話は控える
- ・ 全体時間は短めに

一般電話相談窓口・有症状者相談窓口一覧

1 一般電話相談窓口（県庁 保健・疾病対策課）

一般的な相談については、下記窓口で休日を含め 24 時間、専用電話でお受けします。

026-235-7277 【専用電話】

026-235-7278 【専用電話】

2 有症状者相談窓口（保健所）一覧（24 時間対応）

電話相談窓口	管轄市町村	連絡先電話番号
佐久保健福祉事務所 （佐久保健所）	小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡	0267-63-3164
上田保健福祉事務所 （上田保健所）	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所 （諏訪保健所）	岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所 （伊那保健所）	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所 （飯田保健所）	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曽保健福祉事務所 （木曽保健所）	木曽郡	0264-25-2233
松本保健福祉事務所 （松本保健所）	松本市、塩尻市、安曇野市、 東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所 （大町保健所）	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所 （長野保健所）	須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	026-225-9039
北信保健福祉事務所 （北信保健所）	中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡	0269-62-6104
長野市保健所 平日（8:30～17:15）	長野市	026-226-9964
長野市保健所 休日・夜間（17:15～8:30）	長野市	026-226-4911